

# 回 覧

令和 6 年 4 月 24 日

町 民 各 位

天塩町長 吉田 忠

天塩町雇用促進住宅（独身者住宅）の入居者公募について

標記の件について、下記のとおり申し込み受付を行いますので、入居希望者は期日までに申し込みください。

## 記

### 1 募集住宅

住宅番号	団地名	所在地	建設年度	種別	戸数	面積	月額家賃
51-4-103	苗畑地区	字川口 5702 番地の 9	H3	1LDK	1棟2戸中 1戸	45.00 m <sup>2</sup>	25,000 円

※住宅の修繕及び清掃等により、入居開始までに時間がかかることがあります。ご了承ください。

### 2 入居資格

- (1) 町内に住所を有する方、あるいは有することとなる者。
- (2) 単身かつ独身者であること。
- (3) 町内の民間企業に就労している者、若しくは就労することとなる者。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 町税等の滞納がないこと。

### 3 申込方法

入居申込書に所要事項を記入し、必要書類を添えて、役場建設課建築係または役場雄信内支所に提出してください。

(添付書類)

- ①住民票
- ②雇用証明書（雇用主が発行する証明書）
- ③本人の収入証明書（雇用主が発行する証明書及び本人の課税証明書）

### 4 選考方法

希望住宅に複数の応募があった場合、天塩町営住宅入居者選考委員会に諮り、住宅困窮度等により町長が決定します。

### 5 敷金

天塩町雇用促進住宅決定家賃の2カ月分を入居決定後、入居前に納入していただきます。

### 6 その他

- ①公募期間中に発生した空き家は、公募住宅とみなし選考の対象とします。また、住宅の選考中に入居者の入れ替えにより生じた空き家も同様とします。
- ②公募を行っても入居者が決定しない住宅は、随時入居受付を行います。  
※苗畑地区、11丁目地区、新川地区を除く
- ③現在町営住宅の入居者であっても、入居資格を満たす場合には住み替えでの入居申込みが可能です。
- ④次の場合には住宅の明け渡し請求が行われる場合があります。
  - (1) 不正な行為によって入居したとき。
  - (2) 家賃を2ヶ月以上滞納したとき。
  - (3) 単身かつ独身者でなくなったとき。（昭和63年度建設の住宅をのぞく）
  - (4) 当該雇用促進住宅又は共同施設を故意にき損したとき。等

### 7 申込受付期限

**令和 6 年 5 月 17 日 (金) まで**

### 8 位置図

